○農林水産省告示第二千三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡箕輪町大字三日町字鎌倉一九の一から一九の三まで、二〇から二四まで、二六、二七の一、二七の二（次の図に示す部分に限る。）、二九の二、二九の三、三〇、三七の二、三八の二、四三、四四、二〇九四の二、二〇九五、二〇九七の一、二〇九七の二、二一一〇の二、二一一三、字馬場一〇四の一、一〇四の二、字二位殿坂二〇一三の二（次の図に示す部分に限る。）、二〇一六の一、字下裏二〇四四の二、二〇四四の三、二〇四四の五から二〇四四の七まで、字大平二一二〇の四、二一二一の五、二一二一の七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鎌倉二九の三・四四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇九四の二、二〇九五（次の図に示す部分に限る。）、二〇九七の一、二一一〇の二、字馬場一〇四の二、字二位殿坂二〇一三の二、二〇一六の一、字下裏二〇四四の五・字大平二一二〇の四・二一二一の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二一二一の七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町穂別富内九二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道函館市高岱町二六四地先・二六五地先・二六七地先・三四〇地先・三四四地先・三七〇地先（以上六筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道檜山郡上ノ国町字石崎六一六の一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道庁及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　山口県周南市大字鹿野上字夏山四一二の一、四一二の三、四一三の一、四一三の三、四一四の一、四一六の一、四一六の三、四一七の一、四一八の一、四二〇の二、字五郎万四二一の一、四二二の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字夏山四一七の一・字五郎万四二一の一・四二二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　山口県周南市大字大潮字甲ノ迫二〇七の二、二〇九の二、字甲迫一一二九から一一三二まで、一一三五

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字甲ノ迫二〇七の二・二〇九の二・字甲迫一一三五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市和田山町高生田字鎌山三三の一・四〇・四二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二五から二九まで、三二、三三の二から三三の八まで、三四、三九の一から三九の六まで、四一の一、四一の二、四三の一、四三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備